

熊本県の皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和8年熊本地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

熊本県に所在する、令和8年熊本地震の被害を受けた小規模事業者等

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合は5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【事業概要】

被災した小規模事業者等が事業再建のため、商工会・商工会議所の支援を受けて自らが経営計画を策定して実施する、機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部を補助。

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和8年熊本地震に起因して、売上げ減少などの間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2 / 3 以内、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等費、修繕費、広報費、展示会出展費、委託・外注費など

【第1次公募スケジュール】

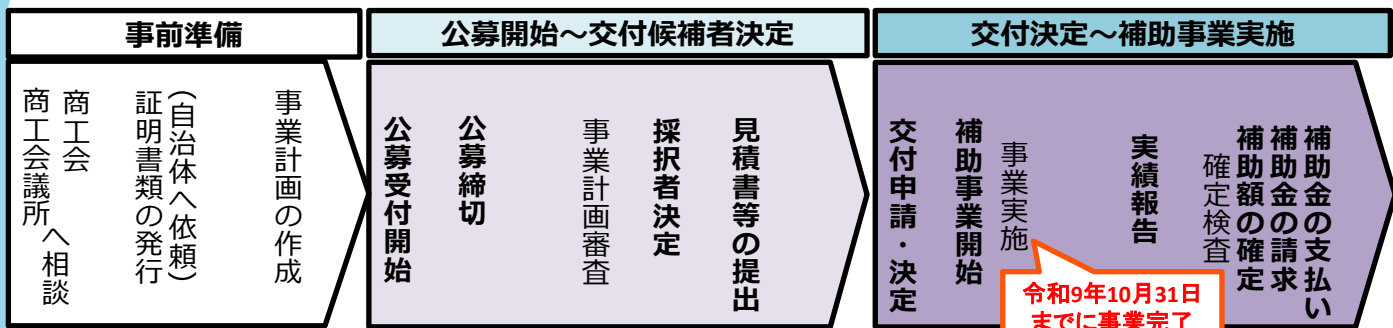
公募要領公開：2026年9月9日（水）

申請受付開始：2026年9月16日（水）

申請受付締切：2026年10月16日（金）

※1次公募締切り後、速やかに2次公募を開始予定。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和9年10月31日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- **直接被害で申請する場合**
⇒事業所や事業用資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）
- **間接被害で申請する場合**
⇒令和8年7月から令和8年9月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット保証4号の認定書など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 2. 令和8年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
 - ①被災が証明できる事業者
 - ②国等が実施した災害支援策を活用した事業者
 3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去十か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
 - ②令和8年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
 4. 過去十か年度以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
 5. 令和8年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者
- ・休業していたこと等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないことが明らかな者については、要件の1.と要件の3. ①の「（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。）」を適用しないこととする。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和8年7月28日の熊本地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子やテーブル、厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら
(最寄りの商工会議所検索)



商工会地区の方はこちら
(最寄りの商工会検索)